

## 健康生きがい課生きがい振興係の主な事業一覧

1. 老人園芸ひろば
  2. 老人運動ひろば
  3. 浴室・デイルームの開放
  4. 敬老月間
  5. 喜老会
  6. 高齢者アカデミー
  7. シルバー人材センター
  8. 要介護者等の住宅改造費の助成
  9. 介護予防安心住まい推進事業
  10. 建築士による住宅改修相談
  11. 家具等転倒防止金具等購入費の助成
  12. 火災警報器の給付
  13. 日常生活用具の給付
  14. シルバーホンの設置
  15. 老人福祉電話の設置
  16. 在宅ねたきり者へのリサイクル福祉用具の貸与
  17. 府営住宅特定目的優先入居の募集案内書の配布・受付
  18. 高齢者宅への見守り活動
  19. 紙おむつ等の給付
  20. 障害者控除対象者認定書の発行
  21. 家族介護慰労金の支給
  22. 介護者リフレッシュ事業
  23. 介護知識・技術習得教室
  24. 高齢者保健福祉オンブズマン制度
  25. 宇治市高齢者住まいに関する指針の認証制度
  26. 一人暮らし・高齢者世帯確認表の作成
  27. 健康長寿サポーター養成
- 参考** 要配慮者・要支援者の情報登録
- 参考** 主な終了事業一覧

## 事業概要

### 1. 老人園芸ひろば

約10㎡(1区画)の土地を2年間貸し出します。(協力金：年額3,600円※H31年度から、利用更新となるひろばを対象に、年額1,200円から3,600円へ変更)

対象者は満60歳以上の市民の方。

現在市内に7つの老人園芸ひろばがあります。

(木幡、芝ノ東、羽戸山、槇島、小倉寺内、伊勢田第2、大久保)

### 2. 老人運動ひろば

宇治市ゲートボール連合や宇治市グランドゴルフ協会に所属している方が使用しています。

対象者は満60歳以上の方。現在市内に1ヶ所の老人運動ひろばがあります。

(新成田)

### 3. 浴室・デイルームの開放

高齢者の憩いの場として、地域福祉センターなどの浴室・デイルーム・娛樂室を無料で開放しています。

利用できる方は60歳以上の市民の方。

現在市内に9ヶ所の地域福祉センター、デイホーム等があります。

(老人福祉センター、小倉デイホーム、平盛デイホーム、木幡地域福祉センター、開地域福祉センター、西小倉地域福祉センター、東宇治地域福祉センター、広野地域福祉センター、槇島地域福祉センター)

### 4. 敬老月間

9月を「敬老月間」と位置づけ、高齢者宅への市長表敬訪問、介護施設等への敬老訪問などの関連事業を実施します。

### 5. 喜老会

おおむね60歳以上の市民の方たちによる老人クラブで、地域単位で活動を実施されています。超高齢社会の包括的当事者組織として、心と体の健康活動・互いに支え合う友愛活動・地域での奉仕活動をとおして、明るく楽しいまちづくりを進められています。市から補助金を交付しています。

### 6. 高齢者アカデミー

高齢者の心身の健康づくり及び新たな活動場所の創出のため、京都文教大学・短期大学との連携のもと、65歳以上の市民の方で、二年間(一年=秋期・春

期) 継続して受講できる方を対象に「高齢者アカデミー」を開講します。(開講は9月)

内容は、以下の通りです。

① 週1回の科目履修

現役の大学生と一緒に専門的な科目の履修ができます。

② 月1回の「アカデミーアワー」

グループワーク等を通じて受講生同士の交流を図り、地域の課題や調査・研究手法等について学びます。

## 7. シルバー人材センター

定年退職後に臨時的・短期的な就業を通じて、自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実と社会参加を希望する高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図ることを目的としています。

宇治市はシルバー人材センターの育成のために、運営補助金を交付しています。

## 8. 要介護者等の住宅改造費の助成

介助を要する高齢者の方が、住み慣れた我が家を生活しやすいように、また、介護者の介護の負担が軽減されるように改造する場合に、工事費合計額の1/2(上限30万円)を助成します。

対象となる工事は下記の通り。(但し、介護保険法で対象となる工事等は除く。)

① リフト設置工事

② エレベーター設置工事

③ ②に準ずる工事で市長が適当と認めたもの

利用できる方は、要支援・要介護の認定を受けた市民の方。

## 9. 介護予防安心住まい推進事業

介護保険の認定を受ける身体状態になる前に住宅を改修することで、身体の負担やリスクを減らし、介護予防を図ることを目的とした事業です。介護保険の認定を受けていない方でも、介護保険事業における住宅改修と同様の改修工事について助成を受けることができます。助成額は、工事費合計額の2/3(上限16万円)です。

利用できる方は、以下のすべての要件を満たす方。

① 自宅で生活している65歳以上の市民

② 介護保険の認定を受けていない方

③ 対象となる高齢者を含め、世帯の構成員全員が市民税非課税の方

④ 安心住まいチェックリストにおいて運動器の機能低下がみられ、介護保険認定を受ける恐れがあると認められる、以上の要件をすべて満たす方。

対象となる工事は下記になります。

- ① 手すりの取り付け
- ② 段差の解消
- ③ 滑りの防止や移動の円滑化等を目的とした床又は通路面の材料の変更
- ④ 引き戸等への扉の取り替え
- ⑤ 洋式便器等への便器の取り替え
- ⑥ その他、①～⑤の改修に付帯して必要となる工事

#### 10. 建築士による住宅改修相談

介助を要する高齢者の方が、住み慣れた我が家で生活を続けられるように、1級建築士が訪問し、住宅を改修するためのアドバイスを行います。

相談料は無料で、毎月1回（第3火曜日）実施。

対象者は要支援・要介護認定を受けた市民の方で市内に住宅がある方。

#### 11. 家具等転倒防止金具等購入費の助成

地震などの災害時における家具等の転倒を防止し、安全確保を図るために、家具等転倒防止金具等を設置する高齢者に、その金具等の費用（上限5,000円）を助成します。

対象者は65歳以上の市民の方で、本人及び世帯の構成員全員が市民税非課税であることが必要です。

#### 12. 火災警報器の給付

満65歳以上の一人暮らしで、市民税非課税の方に火災警報器を給付します（1人につき一回）。

#### 13. 日常生活用具の給付

介護を要する一人暮らしの高齢者や心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要な方に電磁調理器、自動消火器を給付します。

対象者は、在宅の満65歳以上の一人暮らし高齢者で、市民税非課税の方です。

#### 14. シルバーホンの設置

急に身体の具合が悪くなったときなどに、ボタンひとつ押すだけで消防本部に連絡がとれる緊急通報装置を貸与・設置します。

利用者は機器についている「相談ボタン」で24時間365日健康相談ができ、月に1度の「見守りコール」を受けることができます。



対象者は、①・②・③に該当する方で、d安否確認や緊急時の連絡手段としてシルバーホンの設置が必要と認められる方です。

①宇治市に住所を有する方

②おおむね65歳以上の一人暮らしの高齢者又はおおむね65歳以上の高齢者で、未成年者、重度の心身障害者、寝たきりの配偶者と同居している方。

③本人および世帯の生計中心者が所得税非課税の方。

※課税の場合は、月に1,500円(税抜)の自己負担で使用可能。

#### 15. 老人福祉電話の設置

低所得の一人暮らしの高齢者又は高齢者世帯で、電話によって安否確認や各種相談を行う必要のある方に、福祉電話を貸与・設置します。

対象者は所得税非課税の65歳以上の方で、現に電話のない方です。

#### 16. 在宅ねたきり者へのリサイクル福祉用具の貸与

市民等から不要になった特殊寝台や車いす等の福祉用具の寄付をうけて、必要な修繕・消毒を行った上、宇治市内に居住する40歳以上のねたきりの状態にある方に貸与します。

搬入・搬出・消毒代の一部として、利用料を負担してもらいます。

貸与品目と利用料は以下の通り。

特殊寝台：3,400円

車いす、入浴用車いす：2,000円、

エアーマット：2,300円

#### 17. 府営住宅特定目的優先入居の募集案内書の配布・受付

府営住宅では、一般申込とは別に高齢者世帯、障害者世帯、母子・父子世帯を対象に特定目的優先入居者の募集を行い、そのうち高齢者世帯の申込について健康生きがい課で募集案内書の配布と受付を行っています。

#### 18. 高齢者宅への見守り活動

京都府山城広域振興局、事業所、市が協力し、見守り活動を行います。

事業所が配達や訪問時に市民の皆さんの日常生活の異変を察知した場合、市に連絡を行い、連絡を受けた市が対応します。

#### 19. 紙おむつ等の給付

要介護4又は5の認定を受け、在宅で生活している高齢者等及び介護している家族に対して、1ヶ月の購入費用の2分の1に相当する額(上限5,000円)の紙おむつ等を給付します。ただし、本人及び本人を控除対象配偶者また

は扶養親族とする方が市民税非課税であることが必要です。

給付対象は、宇治市紙おむつ等給付事業製品一覧表に掲載されている製品。

## 20. 障害者控除対象者認定書の発行

寝たきりの高齢者や認知症高齢者の方に対して、一定の要件を満たす方に、障害者控除対象者認定書を発行します。所得税や市・府民税の申告をする際にこの認定書を添付すると、本人又はその扶養者が障害者控除の適用を受けることができます。

## 21. 家族介護慰労金の支給

要介護4又は5の認定を受けた要介護者を、介護保険サービスを使わずに1年間在宅で介護している方に、年1回介護慰労金10万円を支給します。なお、該当者には健康生きがい課より申請に関する案内を送付しています。

## 22. 介護者リフレッシュ事業

要支援又は要介護の認定を受けた高齢者を在宅で介護している方を対象にして、文化・スポーツ等の観覧又は観劇、交流会等を実施し、交流を図ってもらいます。

## 23. 介護知識・技術習得教室

要支援又は要介護の認定を受けた高齢者を在宅で介護している方を対象にして、適切な介護知識、技術等の習得を目的とした教室等を開催します。

## 24. 高齢者保健福祉オンブズマン制度

宇治市の提供する高齢者保健福祉サービス利用者の苦情や、市内で提供されている民間の高齢者保健福祉サービスに関する苦情及び、市内に事業所を構える民間の高齢者保健福祉サービス事業者に関する苦情の解決を支援する制度。

## 25. 宇治市高齢者住まいに関する指針の認証制度

市独自の指針に基づいた認証を行うことにより、高齢者向け住宅の質の向上を図っています。

## 26. 一人暮らし・高齢者世帯確認表の作成

一人暮らし高齢者の方や高齢者世帯の方に対して、緊急時の連絡先や日常生活で困っておられること等を把握するために「一人暮らし・高齢者世帯確認表」を作成しています。作成にあたっては、民生児童委員の皆さまに訪問しての作成をお願いしています。

## 27. 健康長寿サポーターの養成

一人暮らしの高齢者など日常的なサポートが必要な方が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、通いの場や掃除・買い物等の家事のサポートなど、市民の方に地域住民の暮らしを支える担い手となってもらうよう、「健康長寿サポーター」を養成します。

**参考** 要配慮者・要支援者の情報登録（担当：危機管理課、消防本部）

火災や地震・大雨等の災害時に自力での避難が困難な高齢者や障害者が、避難行動要支援者・要配慮者情報名簿登録申請書に必要事項を記入し提出すると、その情報が消防指令システムに登録され、消防隊などがその情報を活用し、早期に救出しようとするものです。また、消防や行政機関の機能が麻痺することが考えられるため、市と個人情報保護に関する協定を締結した自主防災組織、町内会・自治会、民生・児童委員など地域の人に登録情報を事前に伝え、支援者となっただけ、安否確認や避難誘導等を実施していただくものです。

**参考** 主な終了事業一覧 ※平成29年度をもって終了

◇敬老会

70歳以上の市民の方を対象に敬老の日に式典を開催。

◇米寿記念品の贈呈

88歳（数え年）の市民の方に記念品（宇治茶の引換券）を贈呈。

◇あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅう施術費の助成

市民税非課税の満65歳以上の市民の方を対象に、医療保険制度の適用されないあん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅうの施術について、一回の施術につき宇治市1,000円、各施術所1,000円で合計2,000円を助成。

◇介護者への激励金の支給

要介護3・4・5の認定を受けた要介護者（65歳以上）を在宅で介護している方に、高齢者1人あたり3万円を支給。